

学校運営協議会の運営に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第16条の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 規則第2条第2項の規定による千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意向の確認に対し、対象学校の校長が設置に同意する場合は、設置同意書（第1号様式）を作成し教育委員会に提出するものとする。

(委員の任命)

- 第3条 規則第3条第2項の規定による委員の任命において、対象学校の校長は委員推薦書（第2号様式）を教育委員会に提出することにより、委員を推薦することができる。
- 2 教育委員会は、規則第3条第2項の規定により任命した委員に対し、任命書（第3号様式）を交付する。

(地域コーディネーター)

- 第4条 協議会に地域コーディネーターを置く。
- 2 地域コーディネーターは、委員の互選により選出する。なお、規則第5条で定める会長及び副会長との兼任を妨げない。ただし、当該対象学校の校長、教員及び事務職員は、地域コーディネーターとなることができない。
- 3 地域コーディネーターは、学校や地域の実情に応じた地域学校協働活動の企画及び運営を実践するために学校と地域との連絡調整等を行う。

(基本方針の承認)

- 第5条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の各号の対応をとるものとする。
- (1) 対象学校の校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し、教育委員会に報告する。
- (2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。
- (3) 協議会の承認が得られるまでの間、対象学校の校長は教育委員会と協議の上、学校運営を行う。

(意見の取扱い)

第6条 法第47条の5第6項及び第7項に規定する意見の取扱いについては、次の各号によるものとする。

- (1) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から教育課程の編成に関する意見の申出がなされた場合は、原則として中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び千葉県県立高等学校の教育課程の編成方針に反しない限度において取り扱うものとする。
- (2) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から学校予算並びに施設及び設備の管理及び整備に関する意見の申出がなされた場合は、原則として配当した予算の範囲内において取り扱うものとする。
- (3) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見の申出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、公立学校職員人事異動方針、公立小中学校職員人事異動実施細目、公立高等学校職員人事異動実施細目及び公立特別支援学校職員人事異動実施細目に反しない限度において取り扱うものとする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、年額6,000円とする。

- 2 規則第3条第4項ただし書の規定による補欠の委員の報酬及び規則第15条の規定により解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(報告)

第9条 協議会は、毎年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書(第4号様式)を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、協議会は運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。